

令和 8 年度八戸市計画経営導入促進補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地域経済活性化の原動力となる中小企業の経営基盤の強化を図るため、計画経営の導入を見据えた体制づくり、計画経営の導入または実践による課題解決を目的としたハンズオン支援を受ける中小企業者に対し、計画経営導入促進補助金を交付するに当たり必要な事項を定めるものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和 61 年八戸市規則第 1 号。以下「規則」という。）第 20 条の規定に基づき、この要領の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 計画経営 計画を立て進捗管理し成果を出す経営をいう。
- (3) ハンズオン支援 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が行う専門家派遣をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有している中小企業者であること。
- (2) 中小機構のハンズオン支援を受け、令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に同機構の支援実施完了通知を受けていること。
- (3) 納期到来分の法人市民税、固定資産税及び軽自動車税の滞納がないこと。
- (4) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号に規定する排除措置対象者でないこと。
- (5) 当補助金の交付を 2 回以上受けたことがないこと。
- (6) 費用の一部又は全部について、国、県その他の団体から補助を受けていないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が、市内に所在する事業所における計画経営の導入を見据えた体制づくり、計画経営の導入または実践による課題解決のために受けたハンズオン支援に要した費用のうち、中小機構に対し直接支払った額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、15万円を限度として予算の範囲内で市長が決定する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「補助金交付申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 中小機構が通知するハンズオン支援が完了したことを証する書類の写し
- (2) 同意書(別記第2号様式)
- (3) 誓約書(別記第3号様式)
- (4) ハンズオン支援活用報告書(別記第4号様式)
- (5) ハンズオン支援に係る費用の支払を証する書類
- (6) 履歴事項全部証明書(3か月以内に発行されたもの)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類は、中小機構による支援実施完了通知の日から起算して6ヶ月を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められるときは、補助金交付決定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定した場合は、補助金不交付決定通知書(別記第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助金交付申請者は、前条第1項の通知を受けたときは、請求書(別記第7号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められるときは、補助金交付申請者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認められるとき。
- (2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付した後に、交付の決定を取り消した場合は、交付した補助金の全部を返還させるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月3日から実施し、同年4月1日から適用する。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名

令和8年度八戸市計画経営導入促進補助金交付申請書

令和8年度八戸市計画経営導入促進補助金の交付を受けたいので、八戸市補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円（※千円未満切捨て）

2 添付書類

- (1) 中小機構が通知するハンズオン支援が完了したことを証する書類の写し
- (2) 同意書（第2号様式）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) ハンズオン支援活用報告書（第4号様式）
- (5) ハンズオン支援に係る費用の支払を証する書類
- (6) 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（担当者連絡先）

所属	
職氏名	
TEL	FAX
E-mail	

同 意 書

（あて先）八戸市長

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名

私は、令和8年度八戸市計画経営導入促進補助金の交付申請にあたり、次の税目について滞納がない旨証明するため、市税の納付状況を確認することに同意します。

- ・法人市民税
- ・固定資産税
- ・軽自動車税

誓 約 書

（あて先）八戸市長

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名

令和8年度八戸市計画経営導入促進補助金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 直近3か年において納付すべき市税を滞納していません。
- 2 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者ではありません。

第4号様式（第6条関係）

ハンズオン支援活用報告書

① 実施場所		
② 活用目的		
③ 専門家の氏名		
④ ハンズオン 支援期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで	
⑤ ハンズオン 支援日数	日	
⑥ ハンズオン 支援費用	税込	税抜
	円	円
⑦ 成果及び課題 今後の展望		

※ハンズオン支援スケジュールの分かる資料を添付すること。その他、必要に応じて、参考となる資料を添付すること。

八商第 号
年 月 日

様

八戸市長



補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった令和8年度八戸市計画経営導入促進補助金について、令和8年度八戸市計画経営導入促進補助金交付要領第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金交付額 金 円

第6号様式（第7条関係）

八商第 号
年 月 日

様

八戸市長



補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和8年度八戸市計画経営導入促進補助金については、交付しないことに決定したので、令和8年度八戸市計画経営導入促進補助金交付要領第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

（あて先）八戸市長

住 所
請求者 名 称
代表者職氏名

印

請求書

年 月 日付け八商第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度八戸市計画経営導入促進補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求補助金額 金 _____ 円

2 振 込 先

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 種 目	
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義 人	